

■ 地域公共交通確保維持改善事業の概要

資料 5-1

「きよす あしがるバス」の運行については、国土交通省の「地域公共交通確保維持事業」による「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」及び「車両減価償却費等国庫補助金」の交付を受けている。

補助金の交付を受ける場合、地域公共交通計画別紙（※1）を作成し、地域公共交通会議で協議したうえで、国土交通省に提出する必要がある。

1. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワーク（※2）と密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援するもの。

【補助対象事業の基準（あしがるバスが該当する要件のみ抜粋）】

- ① 乗合バス事業者であって、地域公共交通計画に記載されている運行予定者による運行
- ② 路線定期運行
- ③ 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統（※3）
→清須市の場合、新川・清洲・春日地区の一部が交通不便地域として中部運輸局長に指定されており、あしがるバスは、交通不便地域と地域間交通ネットワーク（鉄軌道路線）をつなぐフィーダー系統に該当する
- ④ 地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られている
- ⑤ 前年度補助対象期間中から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されている
- ⑥ 経常赤字が見込まれる
- ⑦ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される
- ⑧ 輸送人員÷運行回数で算出した補助対象期間の1回あたりの輸送量が2人以上



2. 清須市地域公共交通計画別紙の位置付け

清須市地域公共交通計画 [令和2年度～令和6年度] (清須市が策定)

地域にとって望ましい地域公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす



清須市地域公共交通計画別紙 [毎年度作成] (清須市地域公共交通会議での協議が必要)

以前までの生活交通確保維持改善計画に代わるもので、地域公共交通確保維持改善事業の事業主体、補助系統に関する目標・効果等、補助系統に係る詳細な事項を示す

3. 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和5年5月	清須市地域公共交通計画別紙の作成・協議
令和5年10月～令和6年9月	令和6年度地域公共交通確保維持改善事業の実施
令和6年11月	令和6年度事業補助金交付申請
令和7年1月	令和6年度事業実施に係る一次評価（自己評価）
令和7年2月	令和6年度事業実施に係る二次評価（第三者評価委員会）

※1 令和3年4月5日に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が改正されたことにより、以前まで毎年策定していた生活交通確保維持改善計画ではなく地域公共交通計画の認定申請を行うこととなった。本市では、清須市地域公共交通計画は補助要件として必要な記載が不十分であったため、経過措置により令和5年度事業まで生活交通確保維持改善計画の認定を受けていたところであるが、昨年清須市地域公共交通計画を補助要件に沿った内容に変更したため、令和6年度事業から地域公共交通計画（別紙要作成）の認定に切り替える。

※2 「地域間交通ネットワーク」…地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。

※3 「フィーダー系統」…バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。